

2026年4月1日
一般社団法人日本たばこ協会

資源有効利用促進法の改正にともなう業界対応方針

資源制約の深刻化や脱炭素社会への移行、ごみ処理施設等における発火問題などの社会的要請を背景に、資源循環の取組を一層推進することを目的とした改正資源有効利用促進法が本日施行されました。

本改正にともない、加熱式たばこデバイスが指定再資源化製品に指定されました。当該製品の製造業者または輸入販売業者には、使用済製品の自主回収体制の整備、自主回収の実効性担保に資する周知啓発、回収された製品の再資源化など、関係法令の趣旨を踏まえた対応が求められることとなります。

私どもたばこ業界は、2020年より自主的な取組として、全国のたばこ販売店およそ1,100店を通じた使用済み加熱式たばこデバイスの回収スキームを運用することで、資源循環および適正処理の推進に取り組んでまいりました。

今後につきましては、より効率的かつ持続可能な回収体制の構築を企図し、多くの回収拠点や再資源化ノウハウを有する関係団体と連携した回収スキームを早期に立ち上げる予定です。これにより、使用済み加熱式たばこデバイスの適切な回収および再資源化を継続的に実施するとともに、資源循環の更なる促進と環境負荷の低減に貢献していくことを目指します。

当会としましては、改正法の趣旨を踏まえ、会員企業への制度周知および取組促進を図るとともに、関係行政機関および関係団体との連携を深めながら、資源循環の推進と安全性の確保に向けた取組を着実に進めてまいります。今後とも、たばこ業界は社会的責任を果たしつつ、持続可能な社会の実現に向けた取組を継続してまいります。

《本件に関するお問い合わせ先》

一般社団法人日本たばこ協会 加熱式たばこ企画室 電話番号：03-3434-3661